

学生の研究活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2022. 6. 3 改訂

学生が学位論文等（博士論文，修士論文，卒業論文，卒業制作など）のために実験室，野外，院生研究室・居室および休憩スペース，など（個別に指定しない限り，以下「研究室等」という）で研究活動を行うにあたっては，①身体的距離の確保，②マスクの着用，③手洗い，を感染防止の基本とし，以下の取組みを遵守してください。以下の取組みができない研究室等については，閉室等の措置をとってください。

なお，研究活動全般にわたって，対面形式とオンライン形式を適宜組み合わせる実施してください。その他，「新潟大学における新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」およびその他の関係通知にも従ってください。

※「身体的距離の確保」とは，人との間隔を2 m（最低1 m）空けることです。

○研究室等で研究活動を行うことのできる学生の条件

- ・研究の開始について同意していること
- ・咳，発熱，息苦しさ，強いだるさ等の症状のないこと（症状がある場合はすぐに「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談すること）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/corona-center1109.html>

○研究室等で研究を開始するにあたって，共通して取り組むべき事項

- ・学生は，研究活動中は常に健康観察（健康チェック票（風邪症状）学生用にある項目）に心がけること。また，通学前の体温測定を必ず行い，発熱等の風邪症状がある場合は，無理をせず自宅で待機する。

※健康チェック票は，保健管理センターHP からダウンロードすること。発熱等の風邪症状がある場合，提出を求めることがある。

- ・ゼミ・発表練習会・研究打合せ・研究指導等は，対面形式とオンライン形式を適宜組み合わせる実施し，対面形式で行う場合は，身体的距離の確保ができる人数で行う。
- ・研究室等で活動する学生は，研究活動状況表を必ず記入し，月末に教員に提出する。教員は，研究活動状況表を取りまとめて1ヶ月間保管する。
- ・研究室等では教員も含め全員がマスクを常時着用し，手洗いを徹底する。また，身体的距離の確保の重要性を十分に理解して活動を行う。
- ・研究室等では3つの「密」を避けるようにし，滞在時間をできるだけ短くする。学生は，研究活動が終わったらすみやかに帰宅し，デスクワークは自宅で行う。教員は，研究活動中の学生との打合せを必要最小限にする。
- ・研究室等（野外は除く）での飲食は，身体的距離を確保しながら短時間で行う。
- ・県外で研究活動を行う場合は，活動期間中も毎日体温測定・健康チェックを行い，研究活動状況表に加えて行動履歴（活動期間中および活動後1週間，いつ，どこで，だれと会ったか，を記録）を作成する。（様式任意で，各自で保管）
- ・宿泊（野営を含む）を伴う場合は，可能な限り一人部屋（野営の場合は一人用テント）を利用し，食事で食堂等を利用する場合には，他の人との身体的距離を確保し，感染予防に努める。
- ・全員がいつでも使えるような場所に手指消毒液を配置する。

- ・高頻度接触部位（テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、エレベーターのボタンなど）はこまめに消毒する。
- ・県内・県外にかかわらず、他機関で研究を行う場合には、当該機関の許可を得た上で行う。

○実験室等でのラボワークにおいては、上記の“共通して取組むべき事項”に加えて以下のことを行う。

- ・実験室等においては、教職員を含め同時に活動する人の数を、身体的距離の確保ができる人数とする。
- ・実験遂行上多くの人が触れる部位（機器のボタン等）も含めて、高頻度接触部位はこまめに消毒する。

特に、人の入れ替わり時、一日の実験終了時には必ず行うこと。

- ・一定時間（およそ1時間）ごとに換気を行う。
遺伝子実験室、電顕室など、換気ができない密閉空間ではドラフトや換気扇などを活用し、室内の空気を排気する工夫をすること。それもできない場合は、部屋の中の消毒を徹底すること。
- ・五十嵐地区・旭町地区にある共用設備基盤センター等の諸施設における活動は、本ガイドラインに加えて、各施設で定めた指針などに従って行う。

○野外でのフィールドワーク等においては、上記の“共通して取組むべき事項”に加えて以下のことを行う。

- ・移動で自動車を利用する場合、車内を乗車前後に消毒液を用いて消毒する。
- ・自動車で複数人で乗車する場合は、マスクを常時着用し、会話も必要最小限にとどめる。
- ・自動車で移動する際には可能な限り、常時外気を取り入れる。できない場合は、30～45分に1回、停車の上、車内の空気を入れ換える。
- ・3つの「密」が避けられない場所での食事・休憩は避ける。
- ・野外調査等においてもマスクを着用し、他の人と最低でも1m以上離れる。調査等に使用した用具は各自が使用する前後に消毒を徹底する。ただし、熱中症の危険があると判断される場合や他者と2m以上離れて作業することが可能な場合は、マスクを外して良いこととする。
- ・五十嵐地区・旭町地区以外にある農場、演習林、臨海実験所等の諸施設における活動は、本ガイドラインに加えて、各施設で定めた指針などに従って行う。

○人を対象とした調査・研究活動について

- ・学生が他者と接触・対面して行う調査・研究で、診療に関わる場合は医歯学総合病院の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対応マニュアルなどに従い、それ以外の場合は本ガイドラインあるいは部局単位（学部・研究科など）で適切に定めた指針などに従って行う。

不明な点があれば、独自に判断せず、所属組織の責任者に必ず相談してください